

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

高知県農業協同組合は、組合員・地域の皆さまと共により良い未来をつくることを経営理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業においては、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 組合員・利用者の皆さまに提供する共済仕組み・サービスは、最良の保障・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」や「農業保障」を通じて、組合員・利用者の皆さまの加入目的やライフプランや公的保険制度等をふまえた、必要な保障を提供します。

なお、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則2本文および(注)、原則6本文および(注2)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 組合員・利用者の皆さまとの対話を重視し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案します。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度に応じた商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分に提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(3) 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用

者の皆さまの投資判断に資するよう、各種パンフレット等を用いて丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

(4) 組合員・利用者の皆さまのご意向を把握した上で、ライフプラン等に基づく適切な共済仕組みのご提案を行うとともに、保障内容を十分に理解・納得いただいたうえで、真に満足いただけるよう分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。【原則 5 本文および（注 1・3・5）】

(5) ご提案時から契約締結までの各段階において、組合員・利用者の皆さまのご意向を確認するとともに特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含め十分な納得、満足がいただけるよう、契約時にご家族に同席いただく等、丁寧な対応を行います。【原則 6 本文および（注 1・4）】

(6) 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく共済掛金は、保障・サービスの内容に合致した合理的な水準を設定します。また、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料はございません。【原則 4】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、e-ラーニング研修の受講や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

<内部研修・資格制度>

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・公的保障研修（対象：共済担当職員）
- ・共済契約税務研修（対象：ライフアドバイザー） 等

<取得を推奨する外部資格>

- ・証券外務員 1 種（対象：信用担当職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：信用担当管理職）
- ・FP 2 級技能士（対象：信用または共済担当職員） 等

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。